

# 動物愛護管理法改正と 実験動物の飼養保管等の基準

Revision of the Act on Welfare and Management of Animals and administration of  
animal welfare and management and  
Proper-handling guideline for Raising and Keeping of Laboratory Animals

平成20年2月23日

February 23rd 2008

WC6 Follow Up Symposium

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長

植田明浩

Akihiro Ueda

Director of Animal Welfare and Management Office

Policy and Coordination Division

Nature Conservation Bureau

Ministry of the Environment

# 本日のテーマ

## Today's topics

動物愛護管理法の概要及び改正

Outline and revision of the act on welfare and management of animals

動物愛護管理基本指針等の策定

Formulation of the basic guidelines for animal welfare and management

実験動物の飼養保管基準の改正

Revision of guideline for raising and keeping of Laboratory animals

# 動物の愛護及び管理に関する法律の概要

## Outline of the act on welfare and management of animals

### 目的 Purpose

【愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養

【管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害防止

### 基本原則 Fundamental principle

「動物は命あるもの」であることを認識し人間と動物が共に生きていける社会を目指す  
動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う

動物の飼い主の責任

動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

動物取扱業者の規制

周辺生活環境の保全

特定動物(危険な動物)の飼養規制

犬及びねこの引取り等

国や地方公共団体の取組

罰則

# 動物愛護管理法の仕組み

Scheme of the act of on animal welfare and management

経済動物(非終生飼養)  
実験動物 産業動物

愛玩動物(終生飼養)  
家庭動物 展示動物

## 動物愛護管理法

理念法

基本原則、飼養保管基準等(第1~7条、40~41条)

規制法

動物実験(科学研究)・  
畜産業関連法律等  
薬事法  
家畜商法等

動物取り扱い業の  
規制等  
(第10~39条)

虐待や遺棄は、利用目的にかかわらず動物愛護管理法で禁止

# 動物の愛護及び管理に関する法令等一覧

## List of the act of on animal welfare and management

### 【法令】 Laws

動物の愛護及び管理に関する法律  
動物の愛護及び管理に関する法律施行令  
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

### 【指針・細目・基準等】 Guidelines, specified items, standards, etc

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針  
動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目  
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目  
特定動物の飼養又は保管の方法の細目  
家庭動物の飼養及び保管に関する基準  
展示動物の飼養及び保管に関する基準  
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準  
産業動物の飼養及び保管に関する基準  
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置  
犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置  
動物の処分方法に関する指針

基本指針 (環境省)  
Basic guidelines (MOE)

理念 Basic principles	施策の目標 実行手段 Policy objectives Measures to be taken
------------------------	--

各種要領・基準等  
(環境省)  
Measures, standards, etc  
(MOE)



動物愛護管理推進計画 (都道府県)  
Animal welfare and management promotion plan (Prefectures)

# 動物愛護管理法の改正(1)

## Revision of the act on welfare and management of animals(1)

### 1 動物愛護管理基本指針(環境大臣)及び動物愛護管理推進計画(都道府県知事)の策定

Formulations of the basic guidelines (by the minister of environment) and promotion plans (the prefectural governor) for animal welfare and management

### 2 動物取扱業の適正化

Ensuring appropriate practices in animal-treating business

- (1) 「登録制」の導入
- (2) 動物取扱業の範囲の見直し
- (3) 「動物取扱責任者」の選任及び研修の義務付け
- (4) 遵守すべき基準の制定

# 動物愛護管理法の改正(2)

## Revision of the act on welfare and management of animals(2)

### 3 特定(危険)動物の飼養等規制の全国一律化、個体識別措置

Uniform regulations on raising and keeping of specified (Dangerous) animals throughout the country and Individual identification measures

### 4 動物を科学上の利用に供する場合の配慮

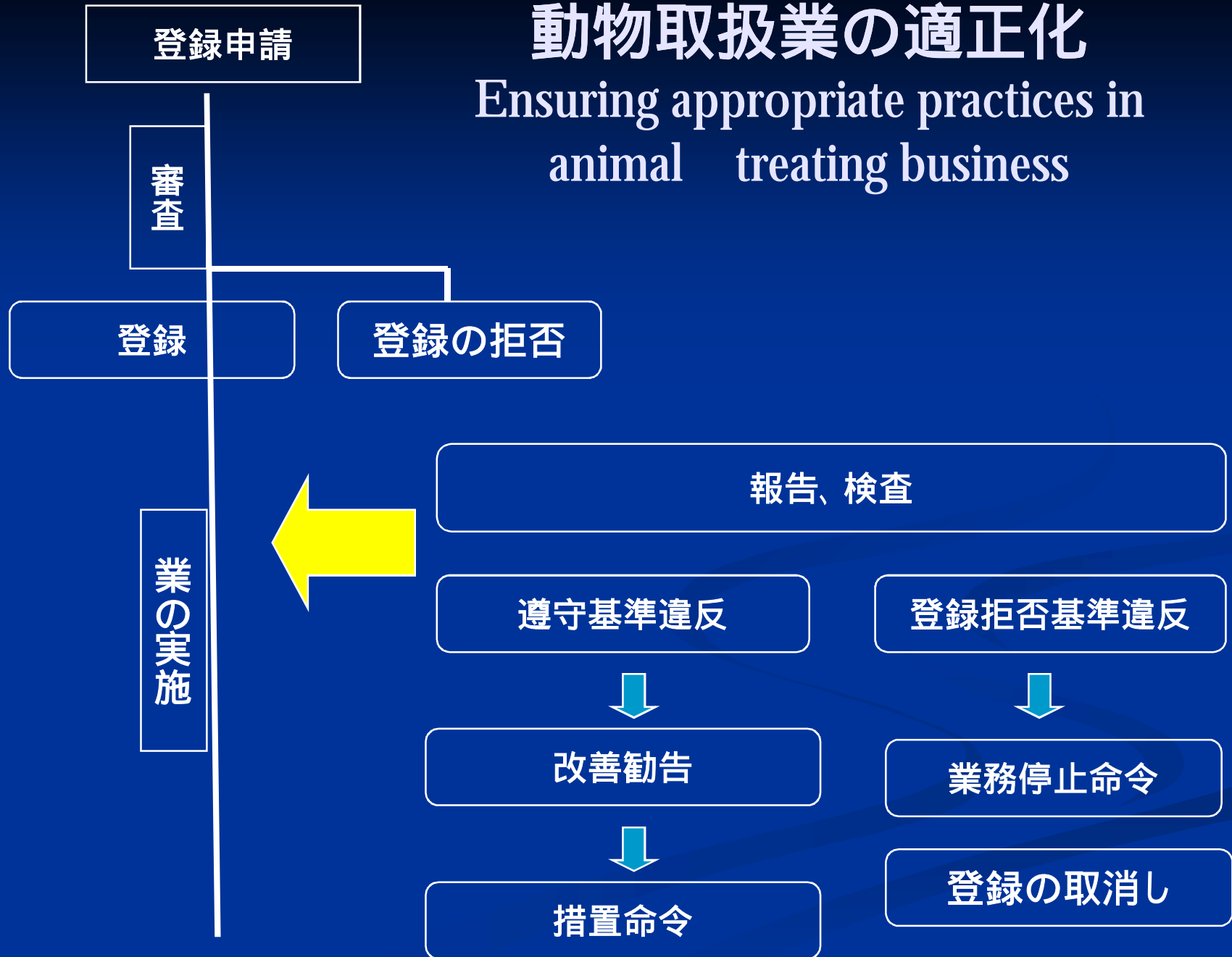
Consideration in the case of providing animals for scientific use

### 5 その他

学校等における動物愛護の普及啓発  
共通感染症の予防  
犬ねこの引取業務の委託先  
罰則

# 動物取扱業の適正化

Ensuring appropriate practices in  
animal treating business



# 動物取扱業の登録状況

## 平成19年9月1日現在

Registration of animal treating business  
as of September 1st, 2007

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計 (のべ数)	動物取扱業 総施設数
届出状況 (平成18年3 月31日現 在)	15,071	10,631	877	1,620	1,267	29,466	19,893
登録状況 (平成19年9 月1日現在)	20,195	14,986	677	2,460	1,652	39,970	31,292

# 特定動物(危険な動物)の飼養保管の規制

## Regulations on raising and keeping of specified animals

トラ、タカ、ワニ、マムシ等、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある約650種が選定

原則として動物種・飼養施設ごとに許可が必要

新許可への切り替え・・・平成19年5月まで

飼養施設の構造や規模に関する事項の遵守

飼養施設の管理の方法の遵守

マイクロチップ、脚環(鳥類)等の識別措置の義務づけ

罰則

- ・許可の取り消し等の措置

- ・無許可飼養等については、懲役又は50万円以下の罰金

特定外来生物の飼育についても、終生飼育、「捨てない、逃さない」のマナーが必要

# マイクロチップ等の推進

Promotion of individual identification measures (microchip, etc)

## 特定動物(危険動物)

- ・MCの挿入等を義務付け

## 一般の愛玩動物

- ・国が個体識別措置のガイドラインを策定
- ・MCリーダーの貸し出し
- ・埋め込み技術マニュアル、講習会

(MCの挿入等に係る自発的取組みを推進)

# 実験動物の適正な取扱い

## Proper treatment of laboratory animals

### 3Rの原則の規定

Laying down the 3R principles

代替法の活用(Replacement)

使用数の減少(Reduction)

苦痛の軽減(Refinement)

### 動物愛護管理法(抜粋)

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

法41条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

# 動物愛護管理基本指針

The basic guidelines for animal welfare and management

平成18年10月31日環境省告示

October 31st 2006, Ministry of the Environment notification

基本的枠組み The basic framework

- (1) 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- (2) 今後の施策展開の方向
- (3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- (4) 基本指針の点検及び見直し

# 基本指針のポイント(1)

## The points of the basic guideline (1)

### 基本的考え方 Basic philosophy

- ・動物の命に対する感謝と畏敬の念を、動物の取扱いに反映。
- ・飼い主は、危害や迷惑をかけないように、社会的責任を自覚。
- ・動物に対する個人の感情は千差万別。我が国の風土や実情を踏まえた動物愛護・管理の考え方を国民的合意の下に形成。

### 施策展開の基本的視点

#### Basic concept of implementation of measures

- ・国民が自主的に参加できる施策を、学校・地域・家庭等で展開。
- ・長期的視点からの総合的・体系的な施策を実施。
- ・国・地方公共団体・獣医師会・各種団体等の協働関係を構築。
- ・施策を支える基盤の整備(動物愛護管理施設の拡充等)。

## 基本指針のポイント(2)

### The points of the basic guideline (2)

施策展開の方向(29年度までの10年間に取り組むべき施策)

#### Future policy directions

- ・犬ねこの引取り数を、譲渡等の推進により半減。  
<目標:42万頭→21万頭(29年度)>
- ・犬ねこの殺処分率を減少させる。
- ・犬ねこの所有明示(個体識別措置)の実施率を倍増。  
<目標:25%→50%(29年度)>
- ・動物取扱業の適正化を推進。(幼齢な犬ねこの販売のあり方検討)
- ・特定動物の選定基準のあり方を検討。
- ・所有者のいないねこ等の適正管理のあり方を検討。
- ・**実験動物**・産業動物の適正な取扱いを推進。
- ・動物愛護管理推進員等の人材の育成等を推進。

#### 「動物愛護管理推進計画」の策定に関する事項

#### Items pertaining to formulation of animal welfare and management promotion plans

- ・10ヵ年計画として、平成19年度末までに一斉に策定

#### 点検及び見直し Inspection and review

- ・毎年度、基本指針の達成状況の点検を行う。
- ・策定後5年目(平成24年度)に見直しを行う。

# 基本指針(抜粋)

## Excerpt of the basic guideline

### About Laboratory Animals

#### 第2 今後の施策展開の方向

##### 2 施策別の取組

##### (6) 実験動物の適正な取扱いの推進

「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。」

# 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

## The guideline for Raising and Keeping of Laboratory animals 1

### 第1 一般原則

- 1 基本的な考え方
- 2 動物の選定
- 3 周知

### 第2 定義

- (1) 実験等 (2) 施設 (3) 実験動物 (4) 管理者 (5) 実験動物管理者  
(6) 実験実施者 (7) 飼養者 (8) 管理者等

### 第3 共通基準

- 1 動物の健康及び安全の保持
- 2 生活環境の保全
- 3 危害等の防止
- 4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
- 5 実験動物の管理記録の適正化
- 6 輸送時の取扱い
- 7 施設廃止時の取扱い

### 第4 個別基準

- 1 実験等を行う施設
- 2 実験動物を生産する施設

### 第5 準用及び適用除外

# 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (抜粋)

## The guideline for Raising and Keeping of Laboratory animals 2

### 第1 一般原則

#### 1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、**できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること**等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、**できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと**を徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。

#### 2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

#### 3 周知

実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守に関する指導を行う**委員会の設置**又はそれと同等の機能の確保、本基準に即した**指針の策定**等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。

また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。

### 第2 定義

(3)「**実験動物とは、実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設に導入するために輸送中のものを含む。)**をいう。」

# 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (抜粋)

## The guideline for Raising and Keeping of Laboratory animals 3

### 第3 共通基準

#### 1 動物の健康及び安全の保持

##### (1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌(じ)及び給水を行うこと。

イ～エ 略

##### (2) 施設の構造等

管理者は、その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。

ア 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

イ 実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

ウ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。

# 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (抜粋)

## The guideline for Raising and Keeping of Laboratory animals 4

### 第3 共通基準

#### 2 生活環境の保全

#### 3 危害等の防止

(1)施設の構造並びに飼養及び保管の方法

(2)有毒動物の飼養並び保管

(3)逸走時の対応

(4)緊急時の対応

#### 4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

#### 5 実験動物の記録管理の適正化

管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うよう努めること。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

#### 6 輸送時の取扱い

#### 7 施設廃止時の取扱い

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準  
(抜粋)

**The guideline for Raising and Keeping of Laboratory animals 5**

第4 個別基準

1 実験等を行う施設

(1)実験等の実施上の配慮

(2)事後措置

2 実験動物を生産する施設

第5 準用及び適用除外

# 実験動物の取扱適正化

環境省

Welfare for Laboratory  
animals

実験動物の取扱適正化

普及啓発等

# 動物実験の適正化

動物実験を監督する省庁

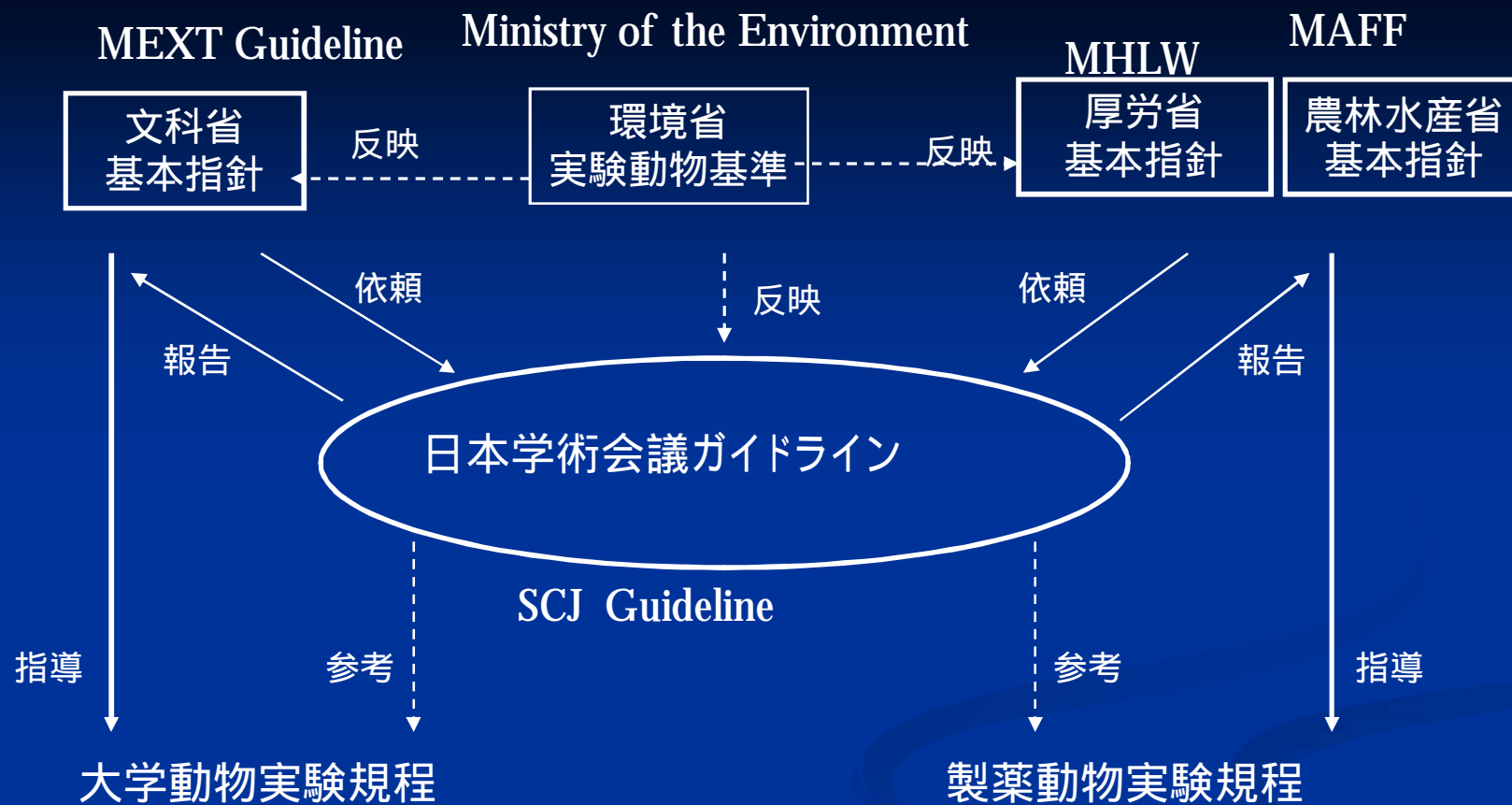
(文科・厚労・農水省など)

Improvement of Experiments using  
Laboratory animals

動物実験の適正化

指導監督等

実験動物・動物実験機関



機関長の責任による動物実験の自主管理

動物実験の適正化に向けた枠組み